

別表第1

区分	事業	基準額	上限額等
入所系の障害福祉サービス事業所	障害児入所施設（福祉型）	30,000円／人	
	共同生活援助（G.H.)		
	施設入所支援		
	宿泊型自立訓練		
	短期入所		
通所系の障害福祉サービス事業所	療養介護	20,500円／人	<p>○「令和7年度上期事業」にて補助金の交付決定を受けた事業所の基準額については、次のとおりとする。</p> <p>基準額：1,500円／人（=20,500円 - 19,000円）</p>
	自立訓練		
	就労選択支援		
	就労移行支援		
	就労定着支援		
	就労継続支援A型		
	就労継続支援B型		
	生活介護		
	児童発達支援		
訪問系の障害福祉サービス事業所	放課後等デイサービス		
	居宅介護	7,000円／台	<p>○当該事業所に勤務した直接処遇職員の令和7年1月分（1月1日から1月30日まで）の勤務実績の常勤換算後の人数（小数第1位を四捨五入）（ただし、常勤換算後の人数が1人未満の場合は切り上げる。）</p> <p>（※令和7年1月2日以降に指定を受けた事業所については指定を受けた際の直接処遇職員の常勤換算後の人数）</p>
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	自立生活援助		
	居宅訪問型児童発達支援		
相談系の障害福祉サービス事業所	保育所等訪問支援		
	令和7年度宮城県高齢者施設（訪問）エネルギー価格高騰対策事業補助金交付要綱の別表第1に記載の「訪問系」に該当するサービス		<p>○「令和7年度上期事業」にて補助金の交付決定を受けた事業所の基準額については、次のとおりとする。</p> <p>基準額：0円／人※（=7,000円 - 7,000円）</p> <p>※基準額0円のため、補助金交付対象外。</p>
	計画相談支援		
	障害児相談支援		
	地域移行支援		
	地域定着支援		

\* 補助金の交付対象は、令和8年1月1日までに事業を開始している事業所とする。

\* 仙台市に所在する事業所は補助対象から除く。

\* 国公立及び市町村が運営する事業所（社会福祉協議会等に指定管理している事業所を含む。）は補助対象から除く。

\* 訪問系・相談系で補助対象となる車両は、主に以下の用途で使用する車両のみとする。

・訪問系：ヘルパーが利用者宅への訪問や利用者の医療機関への通院を含むサービスの提供に使用する車両

・相談系：相談支援員が保育所等の関係機関の訪問に使用する車両

\* 補助対象となる定員（通所系）は、令和7年1月1日の時点を基準とする。

ただし、令和7年1月2日以降に指定された事業所については、指定を受けた日を基準とする。

\* 通所系の基準額は定員1人あたりの額、訪問系・相談系の基準額は補助対象車両1台あたりの額とする。

\* 算出された額に100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

## 別表第2

(事業を開始していない期間や事業を休止していた期間がある場合の調整率)

令和7年度のうち、事業を開始していない又は事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間 (本補助金を申請する日以降の予定も含む)	調整率
0日	12/12
1日以上1か月以下	11/12
1か月を超えて2か月以下	10/12
2か月を超えて3か月以下	9/12
3か月を超えて4か月以下	8/12
4か月を超えて5か月以下	7/12
5か月を超えて6か月以下	6/12
6か月を超えて7か月以下	5/12
7か月を超えて8か月以下	4/12
8か月を超えて9か月以下	3/12
9か月を超えて10か月以下	2/12
10か月を超えて11か月以下	1/12
11か月を超えて12か月以下	0

\* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

\* ある月のうち1日でも事業を開始していない日、あるいは休止している日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和7年4月20日に指定を受けて事業を開始し、かつ令和7年7月15日から7月31日まで休止した場合、4月と7月の2か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1か月を超えて2か月以下」となり、調整率は「10/12」となる。

\* 申請日以降の休止については、特に予定がなければ0日としてカウントする。

別表第3

1. 事業を廃止した場合の返還額

事業の廃止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1日以上1か月以下	交付を受けた補助金の全額
1か月を超えて2か月以下	
2か月を超えて3か月以下	

\* 令和8年3月31日までに事業を廃止した場合、廃止の時期にかかわらず、交付した補助金の全額を返還することとする。

2. 事業を休止した場合の返還額

事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1日以上1か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 1/12
1か月を超えて2か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 2/12
2か月を超えて3か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 3/12

\* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

\* この表の「事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間」については、交付申請時に「休止する予定の期間」として「障害福祉サービス事業を行わなかった期間」にカウントした期間は除く。

\* 休止した月のカウント方法は別表第2と同じとし、ある月のうち1日でも休止した日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和7年8月25日から9月20日まで休止した場合、8月と9月の2か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1か月を超えて2か月以下」となり、返還額は「交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第1の基準額 × 2/12」となる。

\* 算出された額に100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。